

平成
26
年度

学

生

便

覧

広島大学法科大学院

2014年度

学 生 便 覧

広島大学
大学院法務研究科

広島大学大学院法務研究科

HIROSHIMA UNIVERSITY LAW SCHOOL

広島大学学期区分

	期 間	区 分
前 期	4 月 1 日 ～ 4 月 8 日	春 季 休 業
	4 月 9 日 ～ 7 月 3 1 日	授 業
	8 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日	夏 季 休 業
後 期	1 0 月 1 日 ～ 1 2 月 2 3 日	授 業
	1 1 月 5 日	創立記念日
	1 2 月 2 4 日 ～ 1 月 7 日	冬 季 休 業
	1 月 8 日 ～ 2 月 1 1 日	授 業
	2 月 1 2 日 ～ 3 月 3 1 日	学年末休業

注）法務研究科の授業等スケジュールは、上記学期区分と一部異なりますので、必ず法務研究科の予定表（別途通知）で確認するようにしてください。

法科大学院授業時間

1 時限	9:30～10:20	(1 ・ 2 時限)	9:30～11:10
2 時限	10:20～11:10		
3 時限	11:20～12:10	(3 ・ 4 時限)	11:20～13:00
4 時限	12:10～13:00		
5 時限	13:50～14:40	(5 ・ 6 時限)	13:50～15:30
6 時限	14:40～15:30		
7 時限	15:40～16:30	(7 ・ 8 時限)	15:40～17:20
8 時限	16:30～17:20		
9 時限	17:30～18:20	(9 ・ 10 時限)	17:30～19:10
10 時限	18:20～19:10		
11 時限	19:20～20:10	(11 ・ 12 時限)	19:20～21:00
12 時限	20:10～21:00		

伝達・連絡事項等は、「学生情報の森 もみじ」の掲示と法科大学院の掲示
板により行いますので、 1 日に 1 度は必ず掲示板を確認してください。

東千田地区支援室の法務研究科担当窓口の対応時間は、平日の 8:30～17:15 です。
TEL (082) 542-7087 FAX (082) 542-6964
E-mail: houmu-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

目次

広島大学学期区分 目次

各種願・届について	1
I 学生生活について	3
1 掲示及び連絡方法等について	
2 学生証及び住所届について	
3 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）、通学証明書及び在学証明書について	
4 授業料納付、授業料免除について	
5 奨学金について	
6 保健について	
7 学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付）について	
8 法科大学院生教育研究賠償責任保険（略称：法科賠・Lコース）について	
9 東千田地区支援室の対応時間について	
10 院生自習室の利用について	
11 法務研究科グループ学習室及び東千田キャンパス「学生談話室」の利用について	
12 図書館の利用について	
13 講義室等の使用について	
14 講義室等の使用に関する特例措置について	
15 体育館の使用について	
16 通学方法について	
17 交通事故防止について	
18 遺失物・拾得物について	
19 防犯等への注意について	
20 事件・事故発生時の対応について	
II 諸規程等	
1 広島大学大学院法務研究科細則	14
2 広島大学通則	21
3 広島大学大学院規則	38
4 広島大学学位規則	54
5 広島大学授業料等免除及び猶予規則	60
6 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	64
7 広島大学学生表彰規則	66
8 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則	68
9 広島大学学生懲戒指針	70
10 広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）	75
11 広島大学学生生活に関する規則	77
12 広島大学学生証取扱細則	79
13 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	81
14 社会貢献活動に従事したことに係る証明書発行要項	83
15 期末試験等における不正行為の取扱いについて	84
16 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	85
17 学業に関する評価の取扱いについて	88
18 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて	90
19 広島大学東千田キャンパス講義室等使用要領	91
20 広島大学法務研修生に関する細則	93
21 広島大学法務研修生の施設等の利用について	95
22 異議申立制度について	96
23 広島大学大学院共通授業科目に関する細則	97
(構内交通)	
24 広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則	100
III 修了後の制度	
1 法務研修生について	107
2 研究生及び科目等履修生について	108
IV 教員名簿・建物配置図	
法科大学院教員名簿	110
東千田キャンパス構内配置図	111

各 種 願・届 に つ い て

教務関係

区 分	提 出 期 限 等	備 考	参照頁
既 修 得 単 位 認 定 願	入 学 時 (別途掲示による)		46, 64
履 修 登 録	別 途 掲 示 に よ る	登録は東千田地区支援室で行います。	
休 学 願	そ の 都 度		46
出 席 許 可 届	〃		
退 学 願	〃		46
留 学 願	〃		
長 期 欠 席 届	〃		
改 姓 届	〃	戸籍抄本等, 事実を確認できる書類を添付してください。	

学生生活関係

区 分	提 出 期 限	備 考	参照頁
住 所 変 更 届	そ の 都 度		3
授 業 料 免 除 願	願書交付 前期 1月頃 後期 7月頃	詳細は別途掲示します。	60
日本学生支援機構奨学金	願書交付 3月 受 付 4月	詳細は別途掲示します。	4
地方育英団体奨学生	そ の 都 度	詳細は別途掲示します。	
学 生 証 再 交 付 願	〃	有料での再発行となります。	3, 79
学生旅客運賃割引証	〃	発行枚数は, JR, フェリーとも, 年間20枚までです。 JRについては証明書自動発行機を使用して各自で発行してください。	3
通 学 証 明 書	〃	JR, バス等の定期乗車券を購入する際, 必要です。	
学 生 教 育 研 究 災 害 傷 害 保 険	〃	詳細は別途掲示します。	8
学 生 団 体 結 成 届	〃		
施設(講義室)使用願	〃	3日(休日を除く)前までに申し込んでください。	10, 91
構 内 駐 車 証	別 途 掲 示 (毎年4月頃)		10, 100

(注) 上記の諸願・届出の用紙は, 東千田地区支援室にあります。

証明書自動発行機

(東千田稼働時間: 月～金 8:30～21:15, 土 9:45～18:30)

在学証明書, 修了見込証明書, 学業成績証明書及び健康診断証明書(4月に実施する定期健康診断を受診した人のみ。)が必要なときは, 証明書自動発行機を利用してください。

I 学生生活について

学 生 生 活 に つ い て

1 掲示及び連絡方法等について

本学では、学生の皆さんへの伝達・連絡事項は「学生情報の森 もみじ」の掲示と法科大学院の掲示板により行いますので、「掲示板」を1日に1度は必ず見てください。掲示を見ていなかったために思いもかけぬ不利益を被ることがありますので注意してください。

掲示した事柄は、皆さんには既に周知されているものとして処理しますので、見落としや誤解のないように注意してください。長期欠席その他の理由により毎日登校できないときは、友人等に依頼しておくなどの方法により、遺漏のないようにしてください。

また、他研究科・学部等の授業を受講している人は、当該研究科等の「掲示板」にも十分注意しておいてください。

家族等より電話で呼出の依頼があっても対応できません。必要な用件は、掲示により通知しますので常に注意しておいてください。

なお、学生が掲示板を利用したい場合は、あらかじめ東千田地区支援室に申し出て「学生用掲示板」を使用してください。掲示期限が経過した掲示物は、使用者が責任を持って撤去してください。

＊「掲示板」の位置は、建物平面図を参照してください。

2 学生証及び住所届について

(1) 学生証

学生証は常に携帯し、証明書を受領するとき等に職員の要求があれば提示してください。

学生証の有効期間は、修業年限(3年または2年)の末日までです。また、修業年限を超えて在学する場合は、発行の日から当該年度の末日までです。

休学・留年等の理由で修学年限が延長になる場合は、原則、入学時に提出した写真を使用します。それ以外の写真を希望する場合は、年度当初に東千田地区支援室で写真票の台紙を受けとり、所要事項を記入、最近3ヵ月以内に撮影した、写真1枚(縦4.0cm×横3.0cm、正面上半身・無帽、サングラス不可、裏面に学生番号・氏名を記入)を貼付のうえ、東千田地区支援室に提出してください。また、学生証を紛失又は汚損したときは、有料での再発行となります。「学生証再発行願」を東千田地区支援室で受け取り、所要事項を記入のうえ、再発行料金を添えて(希望の場合、写真1枚とともに)手続きし、後日学生証の再交付を受けてください。

なお、有効期限を経過した学生証は、速やかに東千田地区支援室へ返却してください。

＊「広島大学学生証取扱細則」参照。

(2) 住所届

住居を変更したときはその都度提出してください。提出されていないと緊急時の連絡ができないことがあります。

3 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)、通学証明書及び在学証明書について

学割証(JR)及び在学証明書は、『証明書自動発行機』により発行します。学生証がないと発行機が作動しませんので、必ず携行してください。併せて入学時に配付した「広大パスワード」も必要となりますので忘れないようにしてください。

通学証明書及びJR以外のフェリー等の学割証は、東千田地区支援室で所定の手続きにより申し込んでください。なお、受領の際は学生証の提示が必要です。

○ 学割証の使用上の注意事項

学割証は、修学上の経済的負担の軽減、学校教育の復興に寄与する目的で実施されている制度です。学生の自由な権利としての使用を前提としたものではありません。

JR 等を利用し、帰省・課外活動等の目的を持って 100km を超えて旅行する必要がある場合に限り、普通乗車券に適用され、年間（4 月～翌年 3 月）20 枚を限度（ただし 1 日の発行限度枚数は 4 枚）として、使用することができます。学割証の有効期間は発行日から 3 ヶ月以内ですので、早めに受領するとともに、使用枚数に限度がありますので、往復乗車券や周遊券を利用するよう、計画的かつ有効に使用してください。

なお、使用に際しては、①記名人に限って使用できる。②学割証によって購入した割引普通乗車券は記名人以外は使用できない。③学割証によって購入した割引普通乗車券は学生証を携帯しないときは使用できない。等の条件があります。

また、不正使用した場合は、多額の追徴金を徴収されるだけでなく、発行停止の処置を受けるなど、本人のみならず大学全体に迷惑をおよぼすことになりますので、使用する際は前記の使用条件を守ってください。

4 授業料納付、授業料免除について（授業料免除については、必ず「授業料免除申請のしおり」で確認してください。）

（1）授業料の納付

在学生の授業料の納付期限は、前期分（4 月～9 月）は 4 月末日まで、後期分（10 月～翌年 3 月）は 10 月末日までとなっています。また、納付の方法は 4 月中に学資負担者あてに、「授業料振込用紙」が郵送されますので、納付期限までに銀行窓口で振り込みをしてください。

なお、授業料の納付を怠ると学資負担者及び学生に督促が行われ、なおかつ、納付されないときは、広島大学通則第 4 3 条の規定により除籍となりますので、十分注意しておいてください。

（2）授業料の免除

授業料の免除は、選考により、納付すべき授業料の全額又は半額が免除されます。

免除を希望する学生は所定の期日（願書等（「授業料免除申請のしおり」）交付：前期分 1 月下旬から・後期分 7 月中旬から、願書受付：前期分 4 月・後期分 9 月、日時等の詳細は掲示により通知）に、願出用紙に家庭の収入・家庭の事情を証明する書類を添付し、教育室学生生活支援グループ又は東千田地区支援室に提出してください。

また、書類提出後、授業料免除の結果が判明するまでは、授業料は納入しないでください。なお、半額免除が許可になった場合には、別途、授業料振込用紙を送付いたします。

なお、次のいずれかに該当する者が免除対象者となります。

- ① 経済的理由により納付することが困難で、かつ、一定の学力基準を満たしている者
- ② 授業料の各期ごとの納付月前 6 月以内（新生は、入学年度の最初の学期に限り入学前 1 年以内）に、以下の理由により、授業料の納付が困難になった者
 - （ア）学資負担者が死亡した場合
 - （イ）本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - （ウ）学資負担者が失職し、申請時現在未就職の場合
 - （エ）学資負担者が、申請時現在長期療養中の場合

5 奨学金について

○ 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、日本学生支援機構法によって設立された独立行政法人で、優秀な資質を有し、

経済的理由により就学困難な学生に対して、学資の貸与その他育英上必要な業務を行い、国家及び社会に有為な人材の育成と教育の機会均等を目的としています。

(1) 奨学金の種類及び募集時期等

奨学金月額は、下記のとおりです。

第一種奨学金（無利息）	貸与月額 50,000 円, 88,000 円
第二種奨学金（利息付）	貸与月額 50,000 円, 80,000 円, 100,000 円, 130,000 円, 150,000 円 *希望する月額を選ぶことができます。 *15 万円を選択した場合、4 万円または 7 万円のいずれかを増額できます。 *修了後、返還金には年 3 % を上限として利息が課せられます。

*家計基準等を満たした場合、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。

(2) 奨学生の募集及び出願手続き

奨学生は、原則として 4 月に募集を行います。募集に関してはその都度掲示しますので、希望者はそれを見て出願手続きをしてください。

ただし、家計急変のため、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、随時申込みを受け付けています。詳細については、教育室学生生活支援グループ（奨学金担当）へ問い合わせてください。

奨学金の貸与を希望する学生は、所定の期日に、願出用紙に家庭の収入・家庭の事情を証明する書類を添付し、教育室学生生活支援グループ又は東千田地区支援室に提出してください。その他、申込者自身によるインターネットでのデータ入力が必要です。

(3) 奨学金の交付、奨学金継続願及び異動届等

① 奨学金は、あらかじめ届け出ている奨学生の銀行口座に毎月 1 回当月分が日本学生支援機構から直接振り込まれます。

② 日本学生支援機構奨学生で、引き続き奨学金の貸与を希望する奨学生は、毎年 1 回「奨学金継続願」を提出しなければなりません。提出された場合は、大学において奨学金継続の可否を審査する「適格認定」を行います。経済状況、学業成績等を総合的に審査し、場合により「停止」、「廃止」等の措置がとられることがあります。また、所定の期限までに継続願を提出しない場合には、奨学生の資格を失うこととなります。

③ 奨学生は、次のような異動が生じた場合は、日本学生支援機構所定の用紙により、教育室学生生活支援グループ又は東千田地区支援室において速やかに手続きを行ってください。

(ア) 氏名、住所、連帯保証人及び銀行口座を変更するとき

(イ) 休学、留学、長期欠席及び復学するとき

(ウ) 退学、転専攻、転研究科及び転学するとき

(エ) 貸与を辞退するとき

(オ) 死亡したとき（連帯保証人が届出）

④ 奨学生として、成績不良、性行の状況が適当でない場合や、上記(ア)～(オ)の届出を怠ったときは、奨学金の保留・休止・停止及び廃止とされることがあります。

(4) 奨学金の返済

貸与された奨学金は、貸与が終了した月の翌月から起算して 6 か月を経た時から 1 年以内に初回の返還があり、以後、所定の期間内に月賦、月賦と・半年賦の併用等で返還しなければなりません。詳細については、返還誓約書を交付する際にお知らせします。

ただし、次の場合は貸与された奨学金の返還が猶予又は免除されます。

① 大学を卒業後、大学院に進学したとき、又は借用証書提出後引き続き在学する場合は、「在学届」

を提出することにより、修了・卒業時まで返還は猶予。

② 卒業・修了後、災害・傷病・その他やむを得ない自由が生じ、返還が困難とみとめられる場合は、願出により一定期間猶予。

③ 本人が死亡又は心身障害により返還不能となったときは、願出により免除。

○ その他の各種育英団体

各種育英事業団体は、全国に 600 団体以上あり、奨学金も給付・貸与及び条件つき返還免除等があります。奨学生の募集は、ほとんど学年初めに行われ、出願資格・出願時期等の詳細は、募集があればその都度、掲示により通知します。

6 保健について

(1) 保健管理センター

保健管理センターは、東広島地区（2 か所）と広島地区（2 か所）にあり、心身両面の健康診断や健康相談を行い、学生及び教職員の疾病予防と健康増進を図ることを目的とする全学的な施設です。

【主な業務内容】

① 定期健康診断

毎年、4・5 月に全学生を対象に定期健康診断が行われますので、毎年必ず受診してください。日時・場所等の詳細は掲示等により通知します。その他の時期の健康診断は行われませんので注意してください。

なお、（特に修了予定の学生は）定期健康診断を受診していないと、就職等の際に必要な健康診断証明書等の証明書は、交付されません。また、再検査未受診者も交付されない場合がありますので、再検査を要する者は必ず受診してください。

② 健康相談、診療等

・健康相談

身体の健康上の問題や悩みについて、内科医師又は看護師が相談に対応し、必要に応じて他医療機関を紹介します。

・診療

内科医師による診療後、投薬が受けられます。

地区	場所	曜日	開室時間	健康相談	診療（内科）	婦人科健康相談	泌尿器科健康相談	応急処置	健康診断証明書発行	メンタルヘルス相談	カウンセリング学生相談
東広島	メディカル部門 ☎082-424-6192 health@hiroshima-u.ac.jp	月～金	8:30 ～ 17:30	○	○ 9:00～10:45 12:15～15:00	●	●	○	○		
	メンタルヘルス部門 ☎082-424-6186 mental@hiroshima-u.ac.jp		9:30 ～ 12:00								
	カウンセリング部門 ☎082-424-6187 shinri@hiroshima-u.ac.jp		13:00 ～ 17:00					○	○	●	●
広島	霞分室（総合研究棟北側） ☎082-257-5096	月～金	8:30 ～ 17:15	○	○ (月) 9:00～10:45 12:15～15:00 (木) 9:00～10:45 16:00～16:30	●		○	○	●	●

広島	保健管理室 (東千田地区) ☎082-542-6970	月 ～ 金	12:30 ～ 21:15	○	○ (月) 18:00～19:30 (水) 18:30～20:30			○	○	●	●
----	-----------------------------------	-------------	---------------------	---	---	--	--	---	---	---	---

※東千田地区につきましては、学生長期休業期間中は、時間が異なりますので、ご注意ください。 ●は予約制

《留意事項》

ア. 婦人科健康相談、泌尿器科健康相談、メンタルヘルス相談、カウンセリング・学生相談は予約が必要です。曜日、時間、担当医、担当カウンセラー等の詳細についてはお問い合わせください。

イ. 薬が必要な方は、必ず診療を受けてください。投薬のみの受付はいたしません。

ウ. 健康診断証明書は証明書自動発行機でも発行できます。発行できない場合は、保健管理センターで申し込んでください。

③ 婦人科健康相談（女性婦人科医による相談）【東広島地区、霞地区】

婦人科疾患・月経等に関すること、性に関することなどの相談に応じます。予約制です。

④ 泌尿器科健康相談（泌尿器科医による相談）【東広島地区】

泌尿器科的諸問題について相談に応じます。予約制です。

⑤ カウンセリング・学生相談（カウンセラー（臨床心理士）による相談）

心の健康上の問題や学生生活における様々な悩みの相談に、カウンセラー（臨床心理士）が応じています。

⑥ メンタルヘルス相談（精神科医による相談）

学生プラザ4F及び保健管理センター霞分室、東千田キャンパス保健管理室では、心の健康上の問題について、精神科医による相談・診察が受けられます。必要に応じて医療機関を紹介します。

相談を受けたい時 カウンセリング・学生相談／メンタルヘルス相談

(1) 上記の開室場所に直接来室する。

(2) 電話で予約する。

(3) メールで予約する。 カウンセリング・学生相談 shinri@hiroshima-u.ac.jp
メンタルヘルス相談 mental@hiroshima-u.ac.jp

※メールは、受付・予約に関する連絡に限ります。メールによる相談はできません。

(2) ハラスメント相談室

本学では、セクシュアルハラスメント等のハラスメント問題について、相談に応じています。

*相談を希望される場合は、事前に電話またはメールでアポイントメントをとっておくことをお勧めします。

・ハラスメント相談室（中央図書館地下1F）

☎・FAX：082-424-7204・4352（直通）

メールアドレス：harassos@hiroshima-u.ac.jp（相談受付専用）

・霞地区相談室（入院棟5F）

☎・FAX：082-257-1519（直通）

7 学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付）（略称「学研災」）について

この保険は、講義、実験、実習、体育実技等の授業中や学校行事中、課外活動中、通学中、大学構内にいる間等にケガをした場合に補償が受けられる保険（全員加入）です。

(1) 保険料及び保険金

平成22年度入学生より、保険料大学負担の全員加入となりました。

ただし、休学、留年等の理由で修業年限が延長になる場合は、保険契約終了後、改めて加入の手続きが必要となります。ただし、その場合は、保険料は、自己負担となります。

また、保険金の種類は、死亡保険金・後遺障害保険金及び医療保険金があり、支払われる保険金の額は、正課・学校行事中に死亡した場合の2,000万円を最高に、事故の程度により決定されます。

(2) 事故の通知

万一、事故・災害にあったときは、直ちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を、東千田地区支援室及び東京海上日動の損害サービス課に届け出てください。事故の日から30日以内に所定の手続きを行わない場合は、保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

また、保険金請求の際は、保険金請求書（所定の用紙）及び医師の診断書が必要です。

(3) 学籍異動の手続き

休学・退学等の学籍に異動が生じた場合は、東千田地区支援室で、所定の手続きを行ってください。

8 法科大学院生教育研究賠償責任保険（略称：「法科賠」Lコース）について

本研究科に在籍する全ての学生が加入するものです。法務研究科の学生は、この保険に加入しなければなりません。

詳しくは、『学生教育研究災害傷害保険のしおり』および『学研災付帯賠償責任保険のしおり』をご覧ください。

〈補償の概要〉

日本国内外において、保険期間中に学生が、以下の事由により被る法律上支払わなければならない損害賠償金をてん補限度額の範囲内で補償します。

◇ ①正課、学校行事 ②正課、学校行事、課外活動に位置づけられるインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動中及びその活動のための往復途中等において、他人にケガをさせ（対人賠償）、他人の財物を損壊（対物賠償）したこと

◇ 正課または学校行事としての臨床法学実習中に、依頼人の身体を不当に拘束することにより自由を侵害または名誉を毀損したこと。（人格権侵害補償）

◇ 正課または学校行事としての臨床法学実習中に知りえた依頼人の個人情報に関し、口頭・文書・図画その他これらに類する表示行為によって依頼人の名誉を毀損またはプライバシーを侵害したこと。（人格権侵害補償）

(1) 保険料及び補償金額

加入期間は、原則として修了までの修業予定年数とし、保険料は1年間につき2,300円です。

ただし、休学、留年等の理由で修業年限が延長になる場合は、保険契約終了後、改めて加入の手続きが必要となります。

賠償金額は、被害者の過失割合や他の当事者の責任割合等を勘案して決定します。

補償内容は、対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度（免責金額0円）、人格権侵害補償は損害賠償請求者1名に当たり1,000万円限度（免責金額0円）

(2) 事故の通知

万一、事故にあったときは、事故の日時・場所・状況・傷害(損壊)の程度、内容を、直ちに東千田地区支援室及び東京海上日動の損害サービス課に電話連絡し、所定の手続きを行ってください。

(3) 学籍異動の手続き

休学・退学等の学籍に異動が生じた場合は、東千田地区支援室で、所定の手続きを行ってください。

9 東千田地区支援室の対応時間について

東千田キャンパスには4つの部局が共存しており、東千田地区支援室には、各部局の担当者が配置され、8:30～21:15の昼夜開室しております。

そのうち、法務研究科窓口の対応時間は、月～金(祝日除く)の8:30～17:15ですので、窓口での問い合わせ等(プリンター用紙・トナーの支給は除く)については、緊急の場合を除き、法務研究科窓口の対応時間内に行うようにしてください。

なお、各担当者の対応時間は、以下のとおりです。

【東千田地区支援室の対応時間】

(法務研究科)

月～金(祝日除く) 8:30～17:15

(法学部夜間主コース、経済学部夜間主コース)

月～金(祝日除く) 12:30～21:15

(社会科学部研究科マネジメント専攻)

火～金(祝日除く) 12:30～21:15

土(祝日除く) 9:45～18:30

10 院生自習室の利用について

法務研究科院生用に院生自習室が3部屋(建物平面図参照)確保されており、利用時間は、6:00～24:00です。24:00以降は校舎の玄関は施錠されますので、東千田総合校舎玄関横の扉から帰宅してください。一旦建物外へ出ると再び入ることはできませんので注意してください。

自習室では、他の学生の迷惑になる行為(私語、ゲームなど)は慎み、マナーを守って利用するようにしてください。

なお、自習室の座席は共用するものですので、使用した後は、他の学生が使えるように、その都度、机上のもの(本など)を片付けるようにしてください。

また、自習室のプリンター用紙やインク(トナー)が切れた場合は、気が付いた者が、その都度、東千田地区支援室まで取りに来てください。自習室のPCやプリンターが故障した際にも、気が付いた者が、すぐに東千田地区支援室に連絡するようにしてください。

11 法務研究科グループ学習室及び東千田キャンパス「学生談話室」の利用について

以下の時間帯に限り、東千田キャンパスA棟2階にある「グループ学習室」を利用することができます。勉強会等の目的で、「グループ学習室」を使用したいときは、東千田地区支援室で使用許可を受けてください。

【利用可能な時間帯】 毎日 6:00～24:00

以下の時間帯に限り、東千田キャンパスC棟3階にある「学生談話室」を利用することができます。

【利用可能な時間帯】 毎日(年末年始(12/29～1/3)除く) 7:30～23:00

12 図書館の利用について

東千田総合校舎 1Fに広島大学東千田図書館があり、法務研究科院生も利用することができます。開館時間は、(平日) 8:30～22:00、(土・日曜日) 13:00～19:00 です。(休業期間中は開館時間が異なります。また、休館日等もありますので、詳しくは図書館で確認してください。)

なお、利用手続き等の詳細については、図書館窓口で確認してください。

13 講義室等の使用について

勉強会等の目的で、講義室・演習室等の施設を使用したいときは、使用する3日前(休日は除く)までに東千田地区支援室へ使用願を提出し、使用許可を受けてください。授業や公務に支障のない場合に限り使用が許可されます。

なお、使用後は火気の点検、整理・清掃・戸締まり及び消灯は、必ず行ってください。

14 講義室等の使用に関する特例措置について

勉強会等の目的による講義室・演習室等の施設使用は、通常は平日についてのみ認められるものですが、法務研究科の授業形態は学生グループの議論による勉学・研究が常時必要とされるものであることを勘案し、法務研究科院生については、以下のとおり、休日において施設の一部を使用することが認められています。

【使用講義室等】第1～4 演習室

【使用時間】9:00～22:00

なお、使用する場合は、使用日の3日前の17:15までに使用願を東千田地区支援室に提出し、許可を受けてください。

また、使用できる講義室等は、上記4室に限られるため、その使用許可については、早期に申請があったものから優先されます。

15 体育館の使用について

運動等の目的で、体育館を使用したいときは、東千田地区支援室で使用許可を受けてください。授業や公務に支障のない場合に限り使用が許可されます。

なお、使用後は火気の点検、整理・清掃・戸締まり及び消灯は、必ず行ってください。

16 通学方法について

最近、広島大学の学生の事故が多発(被害・加害とも)しています。死亡・負傷等により、大学生活に支障を来しているケースが多くあります。

このような状況からも、自動車・バイク等による通学は、事故発生の状況や駐車場の問題もあり、公共交通機関を利用するようにしてください。

東千田キャンパスでは、原則として自動車での通学は認められておりません。ただし、身体的な理由等特別な事情により自動車による通学が必要な場合は、東千田地区支援室に相談してください。

なお、駐車・駐輪する際は、指定の場所に置き、他の迷惑にならないように心掛けてください。身障者用スペースには、絶対に駐車しないでください。

17 交通事故防止について

自動車・バイク等を運転するときはもちろんのこと、歩行中に被害に遭うケースもありますので、公道及び大学構内でも、交通法規・交通道德を遵守するとともに、安全には十分注意し、交通事故防止を心掛

けてください。

なお、構内といえどもノーヘルメット・原動機付自転車への複数乗車・ノーシートベルト・制限速度20kmの速度オーバー等も、道路交通法によって取締りを受ける対象となりますので、交通事故防止のため絶対に行わないようにしてください。

万一、事故を起こした場合は、次頁「事件・事故発生時の対応について」を参照のうえ対処してください。

18 遺失物・拾得物について

(1) 遺失物

本学構内で現金や貴重品を紛失したときは、直ちに東千田地区支援室に届け出るとともに、最寄りの警察署及び関係金融機関にも届け出てください。

なお、遺失物で届け出のあったものは掲示若しくは「拾得物陳列ケース」（証明書自動発行機前に設置）に展示しますので、該当するものがあれば東千田地区支援室に申し出てください。

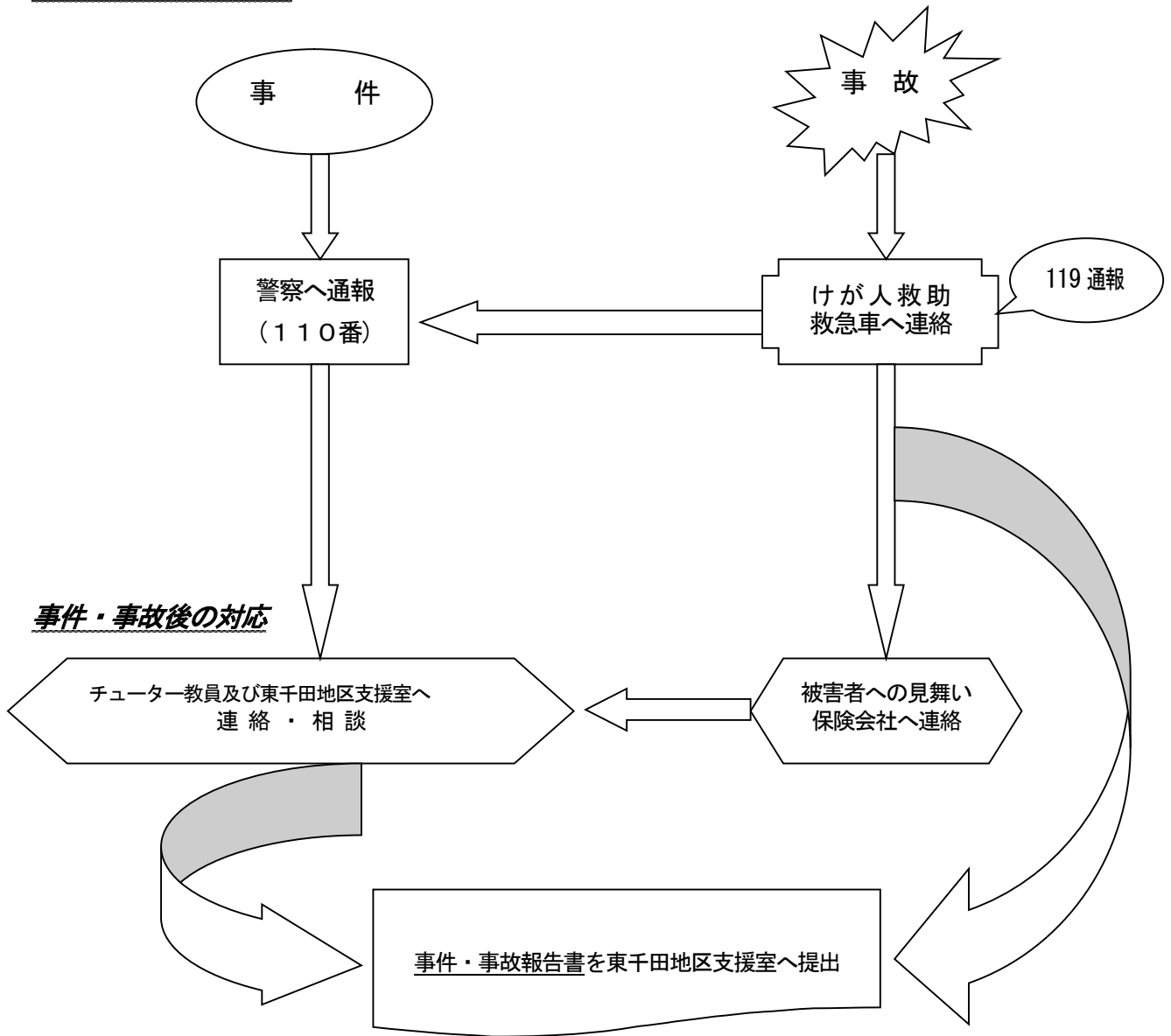
(2) 拾得物

本学建物内及び周辺での拾得物は、東千田地区支援室に届け出てください。

19 防犯等への注意について

近年本学の学生が、盗難・窃盗・脅迫に遭ったり、アポイントメント商法や訪問販売等の悪質商法にかかる被害が続出しています。常日頃から被害に遭わないように、貴重品は各自で管理する、夜間は複数で行動するなど、十分な注意が必要です。万一、被害に遭ったときは、直ちに最寄りの警察に通報するとともに、東千田地区支援室に連絡してください。

事件・事故が起きたら



チューター教員氏名	連絡先
	(TEL) _____

チューター教員氏名及び連絡先は学生各自で記載してください。

II 諸 規 程 等

平成 16 年 4 月 1 日

研 究 科 長 決 裁

広島大学大学院法務研究科細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)に定めるもののほか、広島大学大学院法務研究科(以下「研究科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第 2 条 研究科は、高度な専門職業人としての法曹の養成を目的とし、併せて法の理論と実務の架橋を目的とした研究を行う。

(教育課程)

第 3 条 研究科の教育課程は、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおりとする。

(授業科目等)

第 4 条 授業科目、その単位数等は、別表 1 のとおりとする。

2 授業時間割表は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第 5 条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習は、30 時間又は 40 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(履修方法及び履修単位の上限)

第 6 条 学生は、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、チューター及び当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。

3 学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、1 年次は 36 単位、2 年次は 36 単位、3 年次は 44 単位とする。ただし、次項但書きにより 2 年次への進級が認められた者が再履修する科目の単位については、4 単位を限度として、履修登録可能単位数に算入しない。

4 必修科目の単位を所定の学年に修得できない場合は、次学年への進級及び次学年配当の授業科目の履修を認めない。ただし、未修得単位が 6 単位以内のときは、この限りでない。

5 学生は、チューターが必要と認めたときは、研究科長の許可を得て他の研究科の授業科目を当該他の研究科の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、広島大学大学院法務研究科教授会(以下「教授会」という。)の承認を得て研究科で修得したものとみなすことができる。

6 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

(チューター)

第7条 研究科長は、授業科目の履修の指導等を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとにチューターを定める。

(授業科目の成績及び単位の授与)

第8条 授業科目の成績は、試験の成績、授業への出席状況等を総合して認定する。

2 授業科目の成績は、秀、優、良、可又は不可の評語をもって表し、秀、優、良又は可を合格、不可を不合格とする。

3 研究科は、別に定める算式により学期ごとに算出した成績平均点に基づき、成績不良の学生については、退学勧告を含め、必要な指導を行う。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条 研究科は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、研究科において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

3 前2項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところによる。

(修了要件)

第10条 研究科の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表2の定めるところにより100単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表3の定めるところにより70単位以上修得することとする。

第11条 最終試験は、所定の単位を修得した者について行う。

2 最終試験の期日及び試験方法は、あらかじめ発表する。

(学位)

第12条 研究科の課程を修了した者には、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)の定めるところにより、法務博士(専門職)の学位を授与する。

(再入学)

第13条 研究科を退学した者で、再入学を志願するものは、学年の始めに限り教授会の議を経て学長に願い出ることができる。

2 再入学した者の修業年限及び在学年限については、教授会の議を経て定めるものとする。

3 再入学志願者に対しては、必要に応じ学力検査を行うことがある。

(退学、休学及び転学)

第14条 退学、休学及び転学については、所定の手続を行い、教授会の承認を得なければならない。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、学生の修学に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。**別表 1**(第 5 条第 2 項関係)

(略)

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生(法学既修者にあつては平成 26 年度以前に入学した学生)の教育課程等については、この細則による改正後の広島大学大学院法務研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

※平成26年度入学法学既修者に適用

平成26年改定前広島大学大学院法務研究科細則第10条2項

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、別表 3 の定めるところにより 70 単位以上修得し、かつ、最終試験に合格することとする。

別表 1 (第 3 条, 第 4 条第 1 項関係)

授業科目			配当年次	単位数
必修科目	法律基本科目群	民法1	1	2
		民法2	1	2
		民法3	1	2
		民法4	1	2
		民法5	1	2
		会社法1	1	2
		会社法2	1	2
		民事訴訟法	1	2
		刑法1	1	2
		刑法2	1	2
		刑事訴訟法	1	2
		憲法1	1	2
		憲法2	1	2
		基礎演習	1	2
		法学概論	1	2
		民事法1	2	2
		民事法2	2	2
		民事法3	2	2
		民事法4	2	2
		商事法1	2	2
		商事法2	2	2
		民事手続法1	2	2
		民事手続法2	2	2
		刑事手続法	2	2
		刑事実体法	2	2
		行政法1	2	2
		行政法2	2	2
		憲法演習	2	2
		民事法総合演習	3	2
		刑事法総合演習	3	2
		公法総合演習	3	2

授業科目			配当年次	単位数
必修科目	実務基礎科目群	法曹倫理1	2	2
		法文書作成	3	2
		民事訴訟実務基礎	2	2
		刑事訴訟実務基礎	3	2
		模擬裁判	3	1
選択必修科目	実務基礎科目群	リーガル・クリニック	3	1
		エクスターンシップ	3	1
	基礎法学・隣接科目群	法的思考法	2	2
		レトリック理論	1	2
		法理学	3	2
		外国法(英米)	2	2
		政治学	2	2
		社会学	2	2
		金融論	2	2
選択科目	法律基本科目群	民法演習	3	2
		商事法演習	3	2
		刑事演習1	2	2
		刑事演習2	2	2
		刑事演習3	2	2
		刑事演習4	2	2
	実務基礎科目群	法曹倫理2	2	2
		ローヤリング	3	1
	展開・先端科目群	消費者法	2	2
		不動産登記法	3	2
		債権回収法	3	2
		知的財産法1	3	2
		知的財産法2	3	2
		金融取引法	2	2
		企業金融法	3	2
		金融商品取引法	3	2
		金融システム法	2	2
		先端金融法	3	2

授業科目			配当年次	単位数
選択科目	展開・先端科目群	国際私法・取引法	2	2
		国際私法演習	3	1
		独占禁止法	3	2
		民事執行保全法	3	2
		倒産処理法1	2	2
		倒産処理法2	3	2
		倒産処理法演習	3	1
		国際民事訴訟法	3	2
		労働法1	2	2
		労働法2	3	2
		労働法演習	3	2
		社会保障法	3	2
		少年法	3	2
		税法	3	2
		環境法演習	3	2
		特講	2	2

※特講を開設する場合、その名称は、その都度教授会で定める。

別表2(第3条，第10条第1項関係)：3年標準型

区分		必要単位数	備考
必修科目	法律基本科目群	62単位	
	実務基礎科目群	9単位	
選択必修科目	実務基礎科目群から	1単位	必要単位数を超えて修得した単位は，選択科目の単位として扱う。
	基礎法学・隣接科目群から	4単位	
選択科目(注)	法律基本科目群，実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群，展開・先端科目群から	24単位以上	展開・先端科目群から12単位以上修得すること。
合計		100単位以上	

(注) 大学院共通授業科目及び他研究科の授業科目のうち研究科が認めるものについては，4単位まで修了要件単位数に含めることができる。

別表3(第3条，第10条第2項関係)：2年短縮型(法学既修者)

区分		必要単位数	備考
必修科目	法律基本科目群	32単位	
	実務基礎科目群	9単位	
選択必修科目	実務基礎科目群から	1単位	必要単位数を超えて修得した単位は，選択科目の単位として扱う。
	基礎法学・隣接科目群から	4単位	
選択科目(注)	法律基本科目群，実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群，展開・先端科目群から	24単位以上	展開・先端科目群から12単位以上修得すること。
合計		70単位以上	

(注) 大学院共通授業科目及び他研究科の授業科目のうち研究科が認めるものについては，4単位まで修了要件単位数に含めることができる。

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
- 第 2 章 入学(第 10 条－第 18 条)
- 第 3 章 教育課程(第 19 条－第 27 条)
- 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
- 第 5 章 休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
- 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
- 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
- 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
- 第 9 章 授業料(第 47 条－第 51 条)
- 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条－第 54 条)
- 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、
広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科
	生物科学科

	地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 春季休業 4月1日から4月8日まで
 - (4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第 12 条 本学に入學を志願する者は、所定の期間内に、検定料 17,000 円(夜間主コースにあつては 10,000 円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 4,000 円(夜間主コースにあつては 2,200 円)とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)とする。

3 第 1 項の規定は、第 14 条、第 18 条又は第 38 条の規定により入學を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000 円(夜間主コースにあつては 18,000 円)とする。

(入学試験)

第 13 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第 14 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入學を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者

(3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願ひ出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願ひ出た者については、選考の上、再入学として入學を許可することができる。

3 前 2 項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

(合格者の決定)

第 15 条 入學を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 16 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入學料 282,000 円(夜間主コースにあつては 141,000 円)を納付しなければならない。

(入學料の免除及び徴収猶予)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入學料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入學料の全額を免除することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

- 2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

- 2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

- 4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

- 5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

- 2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

- 2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。
- 3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

- 2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第 29 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項、次条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 28 条第 2 項、前条第 3 項及び第 4 項並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の特攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 7 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位以上、薬学部薬学科にあつては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては128単位、薬学部薬学科にあつては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条 学部において卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における

残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし、前期にあつては 4 月、後期にあつては 10 月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前 2 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日まで
に授業料を納付しなければならない。
 - (1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者
月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
 - (2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第 2 項に定める各期の納
付期日
 - (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、
当該休業期間の開始する日の前日
 - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の
取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第 1 項に定める授業料の年額の 12 分の 1 に相
当する額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、
当該短縮後の期間に応じて第 1 項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学
した期間の年数(その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。
以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の途中にあつては、当該学年
の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期
履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修
業年限に相当する期間のときは、第 1 項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年
数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納
付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別
の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全
額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することがで
きる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第53条 第13条、第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度にあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

- 3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 33 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科 昼間コース	140	10	580
	夜間主コース	40	10	180
	計	180	20	760
経済学部	経済学科 昼間コース	150	10	620
	夜間主コース	60	10	260

	計	210	20	880
理学部	数学科	47	10	188
	物理科学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120	20	520
	計	225	20	1,150
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系)	105	10	420
	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
総 計		2,343	100	9,964

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 13 条)
- 第 2 章 入学(第 14 条―第 24 条)
- 第 3 章 教育課程(第 25 条―第 36 条)
- 第 4 章 休学, 退学及び転学(第 37 条―第 39 条)
- 第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条―第 42 条)
- 第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条―第 48 条)
- 第 7 章 授業料(第 49 条)
- 第 8 章 特別研究学生(第 50 条―第 52 条)
- 第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条―第 54 条の 3)
- 第 10 章 教員組織(第 55 条)
- 第 11 章 雑則(第 56 条・第 57 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。

3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

(課程及び専攻等)

第4条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科(博士課程)

総合科学専攻

文学研究科(博士課程)

人文学専攻

教育学研究科(博士課程)

学習科学専攻(博士課程前期)

特別支援教育学専攻(博士課程前期)

科学文化教育学専攻(博士課程前期)

言語文化教育学専攻(博士課程前期)

生涯活動教育学専攻(博士課程前期)

教育学専攻(博士課程前期)

心理学専攻(博士課程前期)

高等教育開発専攻(博士課程前期)

学習開発専攻(博士課程後期)

文化教育開発専攻(博士課程後期)

教育人間科学専攻(博士課程後期)

社会科学研究科(博士課程)

法政システム専攻

社会経済システム専攻

マネジメント専攻

理学研究科(博士課程)

数学専攻

物理科学専攻

化学専攻

生物科学専攻

地球惑星システム学専攻

数理分子生命理学専攻

先端物質科学研究科(博士課程)

量子物質科学専攻

分子生命機能科学専攻

半導体集積科学専攻

医歯薬保健学研究科(博士課程)

医歯薬学専攻

口腔健康科学専攻

薬科学専攻

保健学専攻

医歯科学専攻(修士課程)

工学研究科(博士課程)

機械システム工学専攻

機械物理工学専攻

システムサイバネティクス専攻

情報工学専攻

化学工学専攻

応用化学専攻

社会基盤環境工学専攻

輸送・環境システム専攻

建築学専攻

生物圏科学研究科(博士課程)

生物資源科学専攻

生物機能開発学専攻

環境循環系制御学専攻

国際協力研究科(博士課程)

開発科学専攻

教育文化専攻

法務研究科(専門職学位課程)

法務専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(法務研究科の標準修業年限)

第9条 法務研究科の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程又は博士課程前期は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該

標準修業年限の2倍の年数)、博士課程後期及び法務研究科は6年、医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻は8年とする。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあつては日曜日及び月曜日)
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 春季休業 4月1日から4月8日まで
 - (4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程若しくは博士課程前期又は法務研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、その後に入学者をさせる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であつて、22歳に達したもの
 - (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- 第16条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であつて、24歳に達したもの
- 第17条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者
 - (2) 法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24 歳に達したもの
- (9) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに 4 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第 18 条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 30,000 円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2 法務研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。

3 第 1 項の規定は、第 39 条第 1 項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(入学試験)

第 19 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(合格者の決定)

第 20 条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 21 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料 282,000 円を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 23 条 学長は、第 21 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 24 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 法務研究科における第 19 条に規定する入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 23,000 円

(2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

第 3 章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

第 25 条 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、当該研究科が定める。

2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(次条に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

第 25 条の 2 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第 26 条 本学大学院の授業の方法については通則第 19 条の 2 の規定を、単位数の計算の基準については通則第 19 条の 3 の規定を準用する。

(研究指導)

第 27 条 本学大学院の学生(法務研究科の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第 43 条第 1 項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。

ただし、第 16 条第 2 号から第 7 号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

- 2 各研究科(法務研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 28 条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第 29 条 単位の授与については、通則第 19 条の 4 の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第 30 条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 31 条 法務研究科の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 32 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 33 条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第 24 条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 34 条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第 35 条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10 単位(法務研究科にあつては 30 単位。ただし、93 単位を超える単

位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 10 単位(法務研究科にあつては、次条第 1 項及び第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 36 条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10 単位(法務研究科にあつては、前条第 1 項及び第 2 項並びに第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(前条第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 3 前 2 項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 休学、退学及び転学

(休学)

第 37 条 休学については、通則第 32 条から第 34 条までの規定を準用する。

(退学)

第 38 条 退学については、通則第 35 条の規定を準用する。

(転学)

第 39 条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

- 2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

第 5 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 40 条 表彰については、通則第 39 条の規定を準用する。

(懲戒)

第 41 条 懲戒については、通則第 40 条から第 42 条までの規定を準用する。

(除籍)

第 42 条 除籍については、通則第 43 条の規定を準用する。

第 6 章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第 43 条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該研究科の教授会がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前 2 項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第 44 条 博士課程の修了の要件は、大学院に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては 4 年)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に 3 年(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に 3 年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第7号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。))については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

- 3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第46条 本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

- 3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第47条 第43条及び第44条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第48条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会において審査決定する。

- 2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第7章 授業料

(授業料)

第49条 授業料の年額は、535,800円(法務研究科にあっては804,000円)とする。ただし、第32条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における

残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。
- 3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第 47 条第 2 項から第 51 条までの規定を準用する。

第 8 章 特別研究学生

(特別研究学生)

第 50 条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第 51 条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)第 8 条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

- (1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ 6 月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。
- 3 既納の授業料は、返還しない。
- 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第 52 条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第 9 章 研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第 53 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 54 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第 54 条の 2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第 54 条の 3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 教員組織

(教員組織)

第 55 条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

3 法務研究科における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第 57 条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 教育学研究科の障害児教育学専攻は、第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(略)

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 26 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学大学院規則第 4 条に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科並びにその各専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 保健学研究科,医歯薬学総合研究科及び医歯薬保健学研究科の各専攻及び各研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度にあつては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程	博士課程又は博士課程後期		
		収容定員	収容定員		
		平成 24 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保健学研究科	保健学専攻	34	34	17	
	計	34	34	17	
医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻		171	114	57
	展開医科学専攻		138	92	46
	薬学専攻		24	12	
	薬科学専攻	20			
	医歯科学専攻	20			
	口腔健康科学専攻	12	4	4	
	計	52	337	222	103
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻		97	194	291
	口腔健康科学専攻	12	4	8	
	薬科学専攻	18	3	6	
	保健学専攻	34	15	30	
	医歯科学専攻	12			
	計	76	119	238	357
総計		2,188	1,603	1,590	1,573

(略)

附 則(平成 24 年 6 月 19 日規則第 111 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	学習科学専攻	19	38	—	—
	特別支援教育学専攻	5	10	—	—
	科学文化教育学専攻	35	70	—	—
	言語文化教育学専攻	34	68	—	—
	生涯活動教育学専攻	25	50	—	—
	教育学専攻	15	30	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育開発専攻	5	10	—	—
	学習開発専攻	—	—	9	27
	文化教育開発専攻	—	—	22	66
	教育人間科学専攻	—	—	18	54
	計	157	314	49	147
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33
	物理科学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	口腔健康科学専攻	12	24	4	12

	薬科学専攻	18	36	3	9
	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	—	—
	計	76	152	119	454
工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	48	144	—	—
	計	48	144	—	—
総計		1,065	2,178	490	1,567

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。
- 3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料 57,000 円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。
- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。
(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則(平成25年3月29日規則第32号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の広島大学学位規則(以下「新規則」という。)第13条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第14条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント

理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第 3(第 3 条第 3 項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
法務研究科	法務博士(専門職)

(別記様式省略)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
- (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除

を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

- 3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(1) 4 月入学者 当該年度の 8 月末日

(2) 10 月入学者 当該年度の 2 月末日

- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第 2 項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第 3 条の 2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 6 号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第 3 条の 3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成 24 年 9 月 18 日規則第 12 号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第 4 条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第 3 条第 3 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第 3 条第 4 項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第 3 条第 5 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第 5 条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

- 2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第 3 号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、
広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、
授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1
に相当する額とする。

- 2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請
書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受け
なければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由
が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- 2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

- 3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関
し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困
難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規
定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予するこ
とができる。

(略)

附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(別記様式省略)

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

- 2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(別記様式省略)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成23年3月31日規則第51号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)

広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップとする。

(方法)

第 3 条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第 4 条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第 5 条 学長は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ実施要綱(平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、研究科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に通知するものとする。

(候補者の選考)

第 6 条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。

3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第 7 条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第 8 条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの実施に関し必要な事項は、実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(略)

附 則(平成20年1月15日規則第7号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学部の学生に係る広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの取扱いについては、この規則による改正後の広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の可否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- ③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- ④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合
学部等の指導(学部長厳重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査に努め、その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は、学部長等から報告のあった事件事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは、原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は、副学長(学生支援担当)、関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は、関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は、関係学部等による調査報告に基づき、当該事件事故に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は、審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

- (2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な状況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の取扱い

(1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

(2) 証明書类等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

9 雑則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この指針は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については，なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

- 1 この指針は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針の施行の日前に発した事件事故に対する懲戒の適用については，この指針による改正後の広島大学学生懲戒指針の規定にかかわらず，なお従前の例による。

(別記様式省略)

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

記

1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。

2 指針 4(4)「懲戒の具体例」について

指針 4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方に依拠している。

もっとも、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。

また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。

次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。

なお、指針 4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいえず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3 指針 5「懲戒の手続き」について

- [1] 指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- [2] [1]による意見陳述は、指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述にもって代えることができるものとする。
- 4 指針 8(3)「推薦書類等への記載の禁止」について
- 指針 8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

附 則

この申合せは、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部 of 長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部 of 長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部 of 学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部 of 長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部 of 長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部 of 施設の場合にあつては当該学部 of 長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
 - (2) 日時及び場所
 - (3) 責任者の氏名
 - (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
- (掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来することがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第2条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第4条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成23年10月18日 一部改正)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は、その有効期限内に限りその効力を有する。

(別記様式省略)

○広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター及び所属学部等の支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年3月30日規則第44号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○社会貢献活動に従事したことにに関する証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことにに関する証明書発行要項

(趣旨)

第 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院
1 規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動
2 を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各
3 号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の
4 上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとす
5 る。

(取消し)

第 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時
6 にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。
7

(準用)

第 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。
8

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式省略)

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。

(2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。

2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)により懲戒処分を行う。

3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(注)(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

○広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

- 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成 17 年 1 月 18 日規則第 2 号)

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

○学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日

副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80～89点を優, 70～79点を良, 60～69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0～100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた「到達目標評価項目と評価基準の表」の各項目に基づき, 到達度の評価は, 「非常に優れている」, 「優れている」, 「基準に達している」及び「基準に達していない」の4段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
(2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
(3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。
5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80～89点を優, 70～

79点を良，60～69点を可とし，60点未満は不可（不合格）とする。

2. ただし，特別な理由により，5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。

Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，原則として成績評価は付さない。ただし，協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は，認定と表示する。

Ⅳ 適用について

1. この取扱いは，平成23年度入学生から適用する。
2. 平成22年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては，この取扱いにかかわらず，なお従前の例による。

（注）（平成23年3月10日 一部改正）

この改正は，平成23年4月1日から適用する。

○気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日

理事(教育担当)決裁

気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、両地域の警報が解除された場合は、解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で、授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は、理事の指示により、判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

- (1) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合
- (2) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪以外の警報が、広島市又は東広島市の両地域に対して、又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき、各学部長又は各研究科長は授業を休講とすることがどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

○広島大学東千田キャンパス講義室等使用要領

平成 19 年 4 月 23 日

研 究 科 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、広島大学東千田キャンパス（以下「本キャンパス」という。）の講義室、演習室及び体育室（以下「講義室等」という。）を授業以外での目的で使用する場合には必要な事項を定める。

(使用目的)

第 2 条 講義室等は次の各号に掲げる目的に使用することができる。

- (1) 本キャンパスの部局に在籍する学生が行う研究会及び課外活動
- (2) その他広島大学大学院法務研究科長（以下「研究科長」という。）が適当と認めた行事等（講義室、演習室を使用できる日及び時間）

第 3 条 講義室、演習室を使用できる日、及び時間は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、研究科長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 使用できる日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの期間に該当する日を除く。
- (2) 使用できる時間は、授業又は演習に使用する場合を除き次の表のとおりとする。

区 分	授 業 期 間 中	授業期間以外の日
使用時間	午後 9 時 15 分～ 午後 10 時 15 分	午前 9 時～午後 10 時

(体育室を使用できる日及び時間)

第 4 条 体育室を使用できる日、及び時間は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、研究科長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 使用できる日は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの期間以外の日とする。
- (2) 使用できる時間は、午後 9 時 15 分から午後 10 時 15 分までとする。ただし、土曜日及び日曜日については、午後 1 時から午後 7 時までとする。

(使用手続及び使用許可)

第 5 条 講義室等を使用する者は、使用する日の 3 日前までに別記様式による広島大学東千田キャンパス講義室等使用願を研究科長に提出し、その使用の許可を受けなければならない。ただし、第 2 条第 2 号に規定する（使用目的）で広島大学財務会計処理細則 7-4 の規定の適用を受ける場合は、別に定めるところによる。

(使用の中止)

第 6 条 第 5 条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用を中止するときは、遅滞なく研究科長に届け出なければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用者以外の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用の許可を受けた日時を厳守すること。
- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙しないこと。
- (6) 掲示又ははり紙を残さないこと。
- (7) 施設、設備又は備品を破損した場合等は、速やかに東千田地区支援室学生支援グループ
(以下「学生支援グループ」という)に連絡し、その指示に従うこと。
- (8) 使用後は、清掃するとともに備品を整理・整頓し、消灯及び戸締まりを行うこと。
- (9) 体育室では、それぞれ専用の用具を使用することとし、土足で入らないこと。
- (10) その他、学生支援グループの指示事項を遵守すること。

(使用許可の取消し)

第8条 研究科長は使用者が第7条各号の一に違反したときは、使用の許可を取り消すことができる。

2 研究科長は、前項に定めるもののほか、業務上必要と認めたときは、講義室等の使用許可を取り消すことができる。

(損害の賠償)

第9条 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備又は備品に滅失又はき損したときは、その原状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第10条 講義室等の使用に関する事務は、学生支援グループ において処理する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、講義室等の使用に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

○広島大学法務研修生に関する細則

平成 20 年 3 月 10 日

研 究 科 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 54 条の 2 の規定に基づき、広島大学法務研修生（以下「法務研修生」という。）の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 法務研修生として受け入れることができる者は、広島大学大学院法務研究科（以下「研究科」という。）を修了後引き続き研究科において自己学習を行う者とする。

(受入期間)

第 3 条 法務研修生の受入期間は、研究科を修了した年度の翌年度の 9 月末までとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情により受入期間の延長が必要と判断するときは、これを認めることがある。

3 前項の期間は、1 年間を原則とする。

(法務研修料)

第 4 条 法務研修料は、年額 20,000 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項の受入期間に係る法務研修料については、免除するものとする。

(申請)

第 5 条 法務研修生を志願する者は、法務研修生受入許可申請書(別記様式第 1 号)により、所定の期日までに研究科長に願い出なければならない。

2 受入期間の延長を志願する者は、法務研修生受入期間延長申請書(別記様式第 2 号)に法務研修料を添えて、所定の期日までに研究科長に願い出なければならない。

(受入許可)

第 6 条 研究科長は、前条に規定する申請があったときは、広島大学大学院法務研究科教授会の議を経て、受入れ又は受入期間の延長を許可する。

(法務研修料の返還)

第 7 条 既納の法務研修料は、返還しない。ただし、法務研修料を納付した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

- (1) 受入期間の延長の開始日までに辞退したとき 納付した法務研修料の全額
- (2) 受入期間の延長の開始日から 6 月以内に辞退したとき 納付した法務研修料の年額の 2 分の 1 に相当する額
- (3) 受入期間の延長が認められなかったとき 納付した法務研修料の全額

(損害賠償及び災害等)

第8条 法務研修生は、故意又は重大な過失により研究科の施設、諸設備等を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 法務研修生は、災害上の諸問題及び健康管理に関し、自己の責任において対処するものとする。

(施設等の利用)

第9条 法務研修生の施設等の利用については、別に定める。

(規則等の遵守)

第10条 法務研修生は、広島大学の規則等を遵守しなければならない。

(受入許可の取消し)

第11条 研究科長は、法務研修生が前条の規定に違反し、又は法務研修生としてふさわしくない行為があったときは、研究科での活動を停止させ、又は受入れの許可を取り消すことができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、法務研修生の受入れに関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月16日 一部改正）

この細則は、平成21年11月16日から施行し、この細則による改正後の広島大学法務研修生に関する細則の規定は、平成21年9月1日から適用する。

○広島大学法務研修生の施設等の利用について

平成 20 年 3 月 10 日

研 究 科 長 決 裁

(趣旨)

1. 広島大学法務研修生（以下「法務研修生」という。）に関する細則第 9 条の規定に基づき、法務研修生の施設等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用できる施設等)

2. 自己学習のため、法務研究科自習室（以下「自習室」という。）及びロッカーの利用を認める。
3. 勉強会等の目的による、演習室等の利用を認める。

(施設等の利用方法等)

4. 自習室及び演習室等の利用については、在学生と同様の扱いとする。

附 則

この取扱いについては、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いについては、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○異議申立制度について

平成 26 年 3 月 24 日
法 務 研 究 科

法務研究科では、厳正な成績評価に努めていますが、皆さんへの説明責任を果たすことを通じて、皆さんの十分な納得を得るとともに、成績評価の厳正さをさらに高めるため、異議申立制度を設けています。しかし、成績評価に疑問のある場合には、評価が示された時点で皆さんが各教員に問い合わせ、教員から説明を受けることを奨励しており、むしろこのプロセスで疑問が解消することが望ましいと考えています。

異議申立制度は、教員の説明によっても成績に関する疑義が解消できない場合に、単位認定に限って、担当教員以外の教員で構成される検証チームによる調査を経たうえで教授会の判断を改めて求めるものです。

異議申立制度

(1) 申立事項

申立学生本人に関する単位認定を対象とする（成績評価は対象としない）。

(2) 申立手続

①所定の様式（支援室にて配付）に所要事項を記入のうえ、支援室に提出すること。

②提出期限は、別途掲示で確認すること。（※提出期限は、最終日の 17 時までとする。）

(3) 回 答

異議申立ての対象となった講義を担当する教員以外の教員からなる検証チームが調査を行い、異議申立書が支援室に提出された日から概ね 2 週間以内を目途に、研究科長名の書面により、支援室を通じて回答する。ただし申立ての内容から、検証調査を実施する必要があることが明らかな場合には、調査および教授会の判断を経ることなく研究科長より回答する。

○広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(平成 22 年 3 月 5 日理事(教育担当)決裁)

広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 25 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 2 条 共通授業科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第 3 条 各共通授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育担当)が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(開設)

第 4 条 共通授業科目は、研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2 共通授業科目を開設しようとする研究科等は、その授業計画を作成し、理事(教育担当)の承認を得るものとする。

(履修手続)

第 5 条 学生は、共通授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該共通授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることがある。

(単位の取扱い)

第 6 条 学生が修得した共通授業科目の単位は、所属する研究科の履修基準により、当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、理事(教育担当)が定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 24 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条第 1 項関係)

区分	科目名	単位数	開設研究科等
基礎	アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	外国語教育研究センター
	プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	
	人文社会系キャリアデザインⅠ（キャリア理論）	1	キャリアセンター
	人文社会系キャリアデザインⅡ（キャリア開発）	1	
	理工系キャリアデザインⅠ（コミュニケーション、プレゼンテーション）	1	
	理工系キャリアデザインⅡ（ファシリテーション）	1	
	ストレスマネジメント	2	
	実務マネジメント	1	若手研究人材養成センター
	リーダーシップ手法	1	
	文明共存論	2	総合科学研究科
	英米社会論（国際関係）	2	
	現代リスク論 A	2	
	現代リスク論 B	2	
	総合情報論 A	2	
	総合情報論 B	2	
	文明と環境 A	2	
	文明と環境 B	2	
	創造と想像 A	2	
	創造と想像 B	2	
	総合人間学	2	文学研究科
	学術文章の書き方とその指導法－大学教員を目指して－	2	教育学研究科
	グローバル法政特論（地球市民と平和）	2	社会科学研究科
	理学融合基礎概論 A	2	理学研究科

	社会実践理学融合特論	2	
	科学コミュニケーション概論	1	
	研究倫理 (Research Ethics)	1	
	コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
	ベンチャー起業論	2	工学研究科
	技術戦略論	2	
	知的財産及び財務・会計論	2	
	技術移転論	2	
	Management of Technology for Innovation	2	
	Technology Transfer	2	
	学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
	生命倫理ディベート演習	1	
	General Biosphere Science (1)	2	
	General Biosphere Science (2)	2	
	生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
	国際関係特論	2	国際協力研究科
	環境管理技術特論	2	
	経済開発政策特論	2	
	教育開発特論	2	
	アジア文化特論	2	
	平和と安全	2	
	恒久的平和と文化	2	
専門	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
	Practical work on writing reports and presentation (1)	2	生物圏科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation (2)	2	
	科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科
	能力開発特論	2	

○広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東千田キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、図書館、学内共同教育研究施設及び東千田地区支援室をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に車両により入構しようとする者は、入構の許可を受け、自動車にあつては構内駐車証及びパスカードを、二輪車にあつては構内駐輪証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証及びパスカードの許可申請資格等)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証及びパスカードの許可申請資格者は、次に掲げる者とする。

- (1) 構内の部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者
 - (2) 構内の部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で、任意保険の契約を締結し、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者
 - (3) 放送大学広島学習センターの職員
 - (4) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員
 - (5) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者
- (構内駐車証等の申請期間等)

第 5 条 構内駐車証及びパスカードの許可申請期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 号から第 4 号までに該当する者にあつては、毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までとし、5 月 1 日以降は、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
- (2) 前条第 5 号に該当する者にあつては、随時申請できるものとする。

2 構内駐輪証は、随時申請できるものとする。

3 構内駐車証等の様式及び許可申請手続の方法等は、別紙第 1 のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、警備員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。

(2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に自動車により入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(整理業務等)

第6条 車両による入構及び駐車整理の業務は、外部委託するものとする。

2 前項に定める車両による入構及び駐車整理の業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構及び駐車 of 許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

3 本学が支弁する経費及び利用者の負担金については、次に掲げるとおりとする。

(1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前7時から午後11時までの入構及び駐車整理の業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。

(2) 利用者の負担金の額は、車両による入構及び駐車整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。

4 利用者の負担金については、次に掲げる者にあつては、これを免除することができる。

(1) 第4条第5号に該当する者

(2) 二輪車により入構する者

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期間)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、5月1日から翌年の4月30日までの間とする。ただし、臨時構内駐車証にあつては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 車両により入出構できる時間等については、原則として午前7時から午後11時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、警備員に申し出て入出構することができるものとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこととし、構内駐輪証については、車体の目につきやすい所にはること。

(3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「警備員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、第 10 条の規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第 2 の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第 1 号の規定により車両を固定された者は、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する車両で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第 3 条第 1 項の規定は、適用しないものとする。

(1) 清掃車

(2) 消防車等の緊急自動車

(3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両

(4) その他学長が特別に認めた車両

(事故処理等)

第 15 条 構内における車両の事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 16 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則の規定にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 17 条 この細則に定めるもののほか、東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項(平成13年11月13日制定)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成23年3月31日 一部改正)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

別紙第1(第5条第3項関係)

(常時又は一定の期間入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請者	担当係	申請書の種類	利用者団体(駐車場整理委員会)	備考
自動車	構内駐車証(別記様式第4号) パスカード(別記様式第7号) ・常時又は一定の期間入構する者	4月1日～4月30日	職員 (第4条第1号に該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)	・東千田地区支援室から送付されてきた交付申請書により、駐車証等を発行する。 ・利用者負担金の納付を確認後、駐車証等を東千田地区支援室へ送付(東千田地区支援室は申請者に交付)	
			学生 (第4条第2号に該当する者)				
			放送大学等の職員 事業所の職員 (第4条第3号又は第4号に該当する者)			・東千田地区支援室から送付されてきた交付申請書により、駐車証等を発行する。 ・駐車証等を東千田地区支援室へ送付(東千田地区支援室は申請者に交付)	
		・5月1日以降は駐車場に余裕がある場合のみ受付	同上	同上	同上	同上	・受付する場合は、東千田地区支援室から各部局等へ連絡する。

		随時	職員 学生 (第4条第5号 に該当する 者)	東千田地 区支援室	構内駐車証 等貸与申請 書(別記様式 第2号)	・東千田地区支援室から送付されてきた貸与申請書により、駐車証等を発行する。 ・駐車証等を東千田地区支援室へ送付(東千田地区支援室は申請者に貸与)	
二輪車	構内駐輪証(別記様式第6号)	随時	職員 学生 その他	東千田地 区支援室	構内駐輪証 交付申請書 (別記様式第3号)		

(臨時に入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	受付期間	申請者	受付場所	備考
自動車	臨時構内駐車証 (別記様式第5号) ・臨時に入構する者	随時	職員 学生 外来者	警備員室 東千田地区支援室	入構時に発券された駐車券(別記様式第8号)を東千田地区支援室に持参し、認証を得ること。

Ⅲ 修了後の制度

法務研修生について

本研究科を修了した者のうち、新司法試験の受験のため引き続き本研究科で自学自習を希望する者に対し、審査の上、法務研修生となることを許可し、法務研究科自習室およびロッカー等の利用を認める制度です。

法務研修生になることを希望する場合は、「法務研修生受入許可申請書（別記様式第1号）」に必要事項を記入の上、所定の期日（別途通知）までに東千田地区支援室へ提出してください。

なお、法務研修生の受入期間は、修了した年度の翌年度の9月末までで、当該受入期間の法務研修料は免除されます。

また、受入期間の延長を希望する者については、必要と判断するときは、1年間の延長を認めることがあります。ただし、当該延長期間については、年額20,000円の法務研修料が必要となります。

※**法務研修生制度**の詳細については、「広島大学法務研修生に関する細則」（p93）及び「広島大学法務研修生の施設等の利用について」（p95）を参照ください。

研究生及び科目等履修生について

○研究生について

研究生とは本学学生以外の者で、願い出により原則として1学期（前期又は後期）又は1学年間特定事項の研究を行うことができる制度です。大学院修了後、研究生として法務研究科に入学する希望がある場合は、東千田地区支援室で詳細を確認の上、所定の手続きをしてください。

なお、出願書類等の提出締切は以下のとおりです。

（１）前期及び1学年間の願い出・・・・・・・・・・前年度の2月末日まで

（２）後期の願い出・・・・・・・・・・8月末日まで

○科目等履修生について

科目等履修生とは本学学生以外の者が、願い出により本研究科開講の科目を1学期（前期又は後期）又は1学年間、履修できる制度です。大学院修了後、科目等履修生として法務研究科の授業科目の履修を希望する場合は、東千田地区支援室で詳細を確認の上、所定の手続きをしてください。

なお、出願書類等の提出締切は以下のとおりです。

（１）前期及び1学年間の願い出・・・・・・・・・・前年度の2月末日まで

（２）後期の願い出・・・・・・・・・・8月末日まで